

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成25年度第3回清須市防災会議
開 催 日 時	平成26年3月26日 午後3時
開 催 場 所	清須市役所本庁舎3階 大会議室
議 題	(1) 清須市地域防災計画の見直しについて (2) 平成25年度防災事業実績について (3) 平成26年度防災事業計画について
会 議 資 料	資料1-1 清須市地域防災計画の改正ポイント 資料1-2 清須市地域防災計画新旧対照表 資料2 平成25年度防災事業実績について 資料3 平成26年度防災関連事業計画について
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	2人
出 席 委 員	加藤会長、片田専門委員、高木委員、浅田委員、広浜委員、鈴木委員、内田委員、齋藤委員、田中委員、永田委員、村瀬委員、小川委員、平松委員、青山委員、天野委員、武藤委員、浅野委員、大嶋委員、岡山委員、柴田委員、塚田委員、加藤委員、岩田委員
欠 席 委 員	山岡専門委員
出 席 者 (市)	なし
事 務 局	〔総務部 防災行政課〕 鷺見部長、大橋次長兼課長、三輪課長補佐 後藤副主幹、竹嶋主任、梶木主事、中村防災官
<p>会議の経過(要旨)</p> <p>●事務局 皆様こんにちは。 足元の悪い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから、平成25年度「第3回清須市防災会議」を開催いたします。 私は、本日司会を務めさせていただきます、防災行政課長の長の大橋でございます。よろしくお願いたします。 開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。 本日、山岡専門委員の欠席の報告を受けておりますが、委員の過半数以上の方が出席されております。従いまして、清須市防災会議条例第5条第2項の規定によりまして、本会</p>	

議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は、清須市付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定によりまして、公開会議となっていますので、よろしく願いいたします。

【傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布いたしました遵守事項に従っていただきますようお願い申し上げます。】

それでは、ただ今から、清須市防災会議を開催いたします。

開催にあたりまして、清須市防災会議会長でもあります、加藤市長から挨拶申し上げます。

●加藤会長
(市長あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。それでは、これより議事に入りますが、本日ご持参いただきました資料のご確認をお願いします。

資料1-1、1-2、2、3を読み上げる。

それでは、会議進行につきましては、会長であります市長の方からお願いをいたします。

●加藤会長

それでは、この会議の進行を努めさせていただきます。

ただ今から、議事に入ります。

はじめに、議事(1)ですが清須市地域防災計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

●事務局

『議事(1) 清須市地域防災計画の見直しについて』

資料1-1及び1-2を読み上げる。

●加藤会長

ただいま議事の(1)の説明が終わりました。ここで本日、専門委員として群馬大学広域首都圏防災研究センター教授の片田先生にご出席いただいておりますので、「特別警報に関して」お話をいただければと思います。よろしく願いします。

●片田専門委員

専門委員を仰せ預かっている群馬大学の片田でございます。

前回の会議の中で特別警報に対する対応を事務局の方へお願いをしたところ、このような対応をしていただきました。

特別警報は、大雨洪水警報などの通常の気象警報と少し性質の異なるものでした。警報の出ている状況の中で更に事態が悪化する。例えば一つのイメージとして河川水位がここまで、何らかの基準があるとします。この基準を超えたときに何らかの対処をするにしてもこのまま水位が上昇していく傾向なのか、それとも基準に引かかって下がっていく状況なのか、でも基準に引かかったため、警報を出さなければならないという杓子定規な話ではなくて、この先水位が上がっていくような状況において出すと言うイメージです。

したがって、特別警報は、それがすでに確定的になっている状況であり、被害がどんどん悪化している状況であり、前回初めて運用された京都嵐山を襲った今年の18号台風のときにも、特別警報が出たときのテレビアナウンスを聞いていると、もう外に出るなど水が増える状況の中では外に出て歩くことは危険だから出ないように適切な対応をとれ、例えば家に留まるような対応をとれということでありました。しかし、それが平屋建てに住

んでいる人は、危なければ避難所に行くしかないという状況もあるものですから、各状況の中で鑑みて、2階がある人は2階に上がる。崖の近くの方は、崖から離れた2階にいてくれというようなことを言っていました、逆に言うならばその程度の対応しか残されていないという状況になってしまっている。

したがって、とても危険なのは、特別警報が出てから対応すればいいと清須市民がもし思ってしまうとするならば、それは明らかに間違いです。特別警報が出たときには、とれる対応行動には限界があり、限定されるといった認識は強く持ってないといけません。

それからもう一つの特徴は、これまでの警報とは違って、ある程度面的な広がりや考慮した発表基準となっているため、平成25年台風18号のときのように、県をまたぐような広い範囲で特別警報が発表されることがあるということです。

警報が出ているところに上書きして特別警報が出ると、そのご当地ではとんでもない状況が生じるというイメージで捉えていただきたいです。ただ、最近の災害現象を見ているとわかるように、場所の特定が非常に難しい災害が多くなっておりまして、特別警報が出ている状況においては、かなり近辺でひどい状況がありえるよ、というイメージを持っていないといけないということは事実です。特別警報を特出しして、これが出たときにはこういう対応といった、一意に対応させるのが難しい状況があります。そこで、この資料を見てくださいと改正のポイント（その2）の左側を見てくださいと大雨特別警報を発令前にすでに大雨洪水警報が出ている場合には大雨洪水警報を上書きして大雨特別警報が県に重ねられると、この地域はとんでもないことになっているということが想起される状況で、すでにこの段階で避難準備情報や避難勧告が発令されている場合はかなり深刻な状況になります。

したがって、ここで書かれているのは、市民一人ひとりに身を守るための最善を尽くしてもらおうというようなことしかありえないと言う厳しい状況になっております。それをきれいに対応していただいた事がここに記述されていると思います。

あと、台風の部分が右側記述されていますが、台風の場合は往々にして警報と言うのは雨が降った実績で発令されます。伊勢湾台風のように足が速くて、南の方にいてひどくなりそうということがわかっている状況ですと実は、ここには避難準備情報や避難勧告は通常出されていない状況が多いというような状況の中の話です。この場合は、特に夜間に接近するということがここにも配慮された上で勧告ないし準備情報をちゃんと出すと謳われておりますので、対応としてはこの特別警報を踏まえた適切な行動がなされているのではないかと私自身は思っております。

いずれにしても、昔を思ってみると避難準備情報が入ってみたい、この特別警報という言葉が出てきたり、あれやこれやと情報がある意味数値になったとも言えますし、色々出るようになったとも言えるのですが、その一方で、運用がやたら難しいということにもなってきておりまして、それは何を背景にしているかと言うと、ここ最近の災害現象というのが思いもしないようなことが多々あるものですから、それを踏まえて法改正をやっていくと、言ってみれば継ぎ接ぎだらけの非常に複雑な問題点となってしまっているというのが、実は内閣の会議などでは指摘をしておりますし、少しこの辺りも整理しないといけないということで気象庁の中でも議論を始めております。ただ、現状こういった特別警報みたいのが出てきた以上、それに対して市として無策でいる訳には行かないということ。そしてより深刻な状況に対する警告を発する情報が出てきているのだから、それに対して適切に処置しておくことは、現段階として市役所では必要だろうということのご指摘の中で適切な内容にさせていただいたと私は思っております。

ということで、今回の改正について私自身はこれでいいと理解をしておりますが、委員の皆さんの忌憚のないご意見いただければと思います。以上でございます。

どうもありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明を申し上げたこと、そしてたまたま片田先生のお話について何か質問やご意見があればご発言ください。

よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、この『議事(1) 清須市地域防災計画の見直しについて』は原案のとおり承認することに意義はございませんか。

●委員一同
異議なし

●加藤会長
ありがとうございました。
それでは、ご承認いただいたことで決定しました。
それでは次に、『議事(2) 平成25年度防災事業実績について』事務局から報告をお願いします。

●片田専門委員
すいません。『議事(1) 清須市地域防災計画の見直しについて』ですが、申し上げたいことがありますので、よろしいでしょうか。

●加藤会長
お願いします。

●片田専門委員
実は、まだ県の方から具体的に市の方には指示が下りてきていないと思いますが1、2ヶ月前の内閣府の会議に出ていましたら急遽文言の変更が法務省の方からの指摘で入ることになりました。これまでは、要援護者という言葉が災害時要援護者とよく言っていました。どうも法学者の見解によると細かいことはわかりませんが問題含みの言葉であるということらしいです。したがって、災害時の要援護者という言葉がなくなります。では、何になるかという要配慮者という言葉に変わります。理由を聞かれてもお答えすることはできませんが、内閣府の方や国交省の防災関係の方々も混乱していました。このような状況で、指示が必ずや下りてくることになっています。

実は昨日も群馬県のとある町の地域防災計画の見直し検討会に出ておりました。その前にも、とある市から配慮者に変えるということで稟議書が回ってきました。すでに群馬県内では対応が始まっております。また愛知県は、地震の想定の見直しでもガチャガチャして遅れが出ているものだと思いますが、必ずや修正が入ることになると思いますので、その点をご指摘しておきたいと思います。それは、今言いましたように要援護者という言葉を一律に廃止します。要配慮者という言葉になります。要援護者だとお助けするイメージはありますが、要配慮者だとトーンダウンだと言葉だけ見ると感じますね。これは、法律家が、法の文面としてそれは間違っているというご指摘があったからで、これは直さざるを得ないということになると思います。支援者という言葉については、法律用語の中にそのまま入っており、そのまま残っていくと思います。要援護者という言葉が一律一様が変わっていくものですから、今日このタイミングで会議を開いておいて、すぐに修正が入ると再度防災会議を開かなければならなくなるため、事務手続き上煩雑になり、委員の皆さんにもご足労を願わないとならないため、文言の一括修正というイメージですので、ここは私からのご提案とすれば、要援護者を要配慮者に直すような一括変換という話になるため、今日事前に委員の皆さんの了解を取っておいたほうがいいのではないかなと私は思います。あとは、事務局にそのような修正がいずれ県から下りてくると思います。

万が一県の方針で変更しないということになるのだったらそれはそれとして、もしこのような指摘が入って直さなければならない状況になるのであれば、事前にこの場で承諾を

得て、降りてきた場合は事務局で一括変換していただくということで会長に進言します。

●加藤会長

ありがとうございました。

この要援護者というのは、今まで便宜上使っていたということで、本来は要配慮者という言葉があったということですか。

●片田専門委員

いえ、ありませんでした。

要配慮者という言葉は今までありませんでした。

要援護者計画や個別計画では、要援護者という言葉を経済的な施策の中や法の文面にもでてきていましたが、これを一括して要配慮者に直すことというような通達が一月半くらい前に法務省からきて、内閣府でも直す決断をした中で現場は混乱していました。ここ1、2週間の間に群馬県内の市町村がどこもすでに見直すための会議を行っております。おそらく愛知県は、南海トラフの想定等で対応が遅れているだけだと思います。このような状況のためいずれ来るものですので、再度会議を行うのではなく今決めることを会長に進言をするものです。

●加藤会長

はい。今片田専門委員からお話ございましたように、すでに要配慮者という言葉は国の通達で出て、すでに採用しているところがあり、おそらく愛知県も近いうちにそのような対応をしてくるだろうと思われるため、この防災会議で前もって皆さん方にご了解を得て、防災計画の中で要援護者支援といった言葉が出てきますので、これを要配慮者といった言葉に変えさせていただくということで、皆さんに事前に御了承をお願いしたいということです。このように対応させてもらいますがよろしいでしょうか。

●小川委員

よろしいでしょうか。

実は、昨日健康の面での会議がありまして新型インフルエンザの中にも、要援護者という言葉が遣われておりまして、それをひっくるめて国としては変更をするということでしょうか。

●片田専門委員

それはわかりかねますが、厚生労働省系列にまで話がいくか定かではないのですが、少なくとも防災マターの話は全部法務省の指示で総務省の防災担当は一括して動いています。消防庁系列も動いています。厚生労働省系列が動いているか私にはわかりませんが、少なくとも法務省が法の文言としてよろしからぬ言葉であると指摘をしたということです。ただ、通達の遅れがあるかもしれない。特に厚生労働省の話は項目が多いものですから通達文面を作るのにも時間が掛かります。各方面に影響が及ぶという中で準備に遅れが出るものだろうと思います。いづれくるのではないかなと私は思います。

●小川委員

ありがとうございました。

●加藤会長

他にはよろしいでしょうか。

この取り扱い、防災計画の中の扱いはこのようにさせてもらうということになります。

福祉の関係で要援護者支援というのはいろんな面で使われております。その辺りを今後整理していかないといけないと考えています。

防災計画は、配慮者に直させてもらいますが、場合によってはそっちのほうも連動すると言う話だと理解しました。

それでは次に『議事（２）平成２５年度防災事業実績について』事務局から報告をお願いします。

●事務局

『議事（２）平成２５年度防災事業実績について』
資料２を読み上げる。

●加藤会長

はい。ただいま『議事（２）平成２５年度防災事業実績について』の報告が終わりました。

この報告について、何かございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので次に進めさせていただきます。

次に『議事（３）平成２６年度防災事業計画について』事務局から報告をお願いします。

●事務局

『議事（３）平成２６年度防災事業計画について』
資料３を読み上げる。

●加藤会長

はい。ただいまは『議事（３）平成２６年度防災事業計画について』報告がありました。それでは、この報告につきまして何かご意見ご質問ございましたご発言願います。

よろしいでしょうか。

ご質問がないようですので、『議事（３）平成２６年度防災事業計画について』は、これで報告説明を終わります。

次に、本日ご出席いただいております名古屋市上下水道局さん、東邦ガス株式会社さん、中部電力株式会社さん、株式会社NTT西日本東海さんからそれぞれの会社の最新の防災体制あるいは新たな防災事業等についてお話を頂きたいと存じます。

それでは大変恐縮ですが、名古屋市上下水道局中村営業所長の柴田様よろしく申し上げます。

●柴田委員

名古屋市上下水道局中村営業所の柴田でございます。よろしく申し上げます。

私ども、名古屋市上下水道局ですけれども、清須市さんというわけではないですが、引き続き私どもでも地震対策ということで取り組んでいるところですが、大まかに申し上げますとひとつはハード面の方で対策を進めております。ハード面の方の対策は大きく分けて３つございます。１つは、基幹となる施設そのものの耐震化を引き続き行っております。

それから、基幹施設内のシステムの全体の耐震化ということも引き続き行っております。例えば、長時間の停電に備えまして非常用の発電施設を設けるとかそういったような停電対策等も行っています。もう１つはルートの耐震化ということで、面的な給水管もあるわけですが、特に応急の給水施設等に至る管路を重点的に管の耐震化を行っています。清須市さんで申し上げますと清須市本庁舎と西枇杷島庁舎と清洲庁舎に応急給水施設を設けさせていただいておりますけれども、そういったところへの耐震化ということでございます。

ソフト面については、先ほどご紹介がございましたが災害時の他都市との応援協定の締結

を行っております。それから、災害が発生したときに引き続きどのように事業を継続していくのかという点から事業継続計画を策定しまして、早期の復旧に当たっていかうというところでしております。

それからもう1つですが、毎年期間限定で夏場に給水エリア内の方限定で災害時の飲料水の備蓄を1つのテーマとして呼びかけるために飲料水を販売させていただいております。来年度もおそらく夏場に名水と言う名称で販売させていただく予定です。

このように1つハード面の地震等の対策。それから、ソフト面での対策を併せまして地震対策に取り組んでいくというのが来年度の主な対応でございます。

以上です。

●加藤会長

ありがとうございました。

それでは次に東邦ガス株式会社の塚田様よろしく願いいたします。

●塚田委員

はい。東邦ガス株式会社美和サービスセンターの塚田と申します。よろしく願いいたします。

過去に話させていただいたことと大きくは変わりませんがご説明をさせていただきます。

私どもは、ガスを安定供給することを最重要課題としておりますが、改めてこの災害対策ですと、まず各ご家庭にマイコンメーターという地震の揺れを感知したら止まる安全装置を全家庭に付けさせてもらっています。この安全装置の他に道路に埋設してあるガス管の方をポリエチレン管にしておりまして、地震が起きた際にも柔軟性があるため、地面が揺れても管がそれに応じて曲がりましてガス漏れすることがございません。阪神淡路大震災でもポリエチレン管は被害がありませんでした。この管を順次入れ替えをさせていただいております。地震の際にも安全にガスを供給し続けられるように対策を講じております。

ですが、このガス管でも大きな災害が起きたときに被害が大きかった地域はガスの供給を継続しますとガス漏れがその地域で多発して危険だといったときには、その地域のガスの供給を止める必要がございますが、そのような場合にもそれぞれのエリアごと数万件ごとにブロックで区分をしております。その数万件単位でブロックの供給を開けたり閉めたりすることができる体制をしております。危険な被害の大きい地域は、その部分だけを止めて、それ以外の安全な地域はそのままガスの供給を継続します。なるべく細かく区分しますと災害が起きたときも最小限の範囲でガスを止めます。そうすると、災害から復旧するときも短期間で復旧ができるということで細分化を順次行っております。

最後にいざ大規模な災害が起きたときには、全国のガス事業者が協力をして、被害のあった地域に応援体制や復旧体制を執り、ガス事業者同士が協力をして取り組むという協定を結んでおります。

我々東邦ガスも東日本大震災のときは仙台市まで協力に行きました。このように、相互で応援することをガス事業者間で行っておりまして、お客様に安全に使っていただけるよう対策をとっています。以上でございます。

●加藤会長

ありがとうございました。

それでは次に中部電力株式会社の中村営業所長の加藤様よろしく願いします。

●加藤委員

中部電力株式会社中村営業所の加藤でございます。どうぞよろしく願いします。

これまでの防災会議の中で中部電力の復旧についても少しお話させていただいたとこ

ろですが、当社でも東邦ガスさんと同じように大規模災害が起きたときの対応は大きく変わっておりませんが、掻い摘んでご報告させていただきます。

災害時の対策で一番大きなものとしては、大規模に停電をした場合に復旧など皆様の生活に大きな影響を与えることとなりますので、大規模停電があった場合には体制を整えて、こちらですと東海豪雨のときにも長野支店からも応援に来ました。東日本大震災の時に私も仙台に一週間応援に行ってきました。中部電力の管内であれば、中部五県下で対応する体制も整っています。広域的な大きな災害が起きたときには全電力で応援する体制が整っております。復旧の優先順位というものがありまして、広域的に停電したときには復旧の拠点になる市役所、警察署、消防こういったところを最優先に電源確保いたします。

その次に避難所等への電力確保を行います。あらかじめ優先するところは決めておりますので、そのときに停電の規模、状況によりまして復旧の優先順位を図って対応するようにしております。それから、広域に鉄塔が倒壊するなどですが地震に対応できるように、ただし地震より風に強く設計されているわけですが、万が一何かあったときには電源車を持っておりますので、東日本のときも電源車で復旧の拠点になるところ、私九州に行った事がありまして公共の建物など水道やポンプ場の電源も確保したことがありますので、そのときの状況によって、通常の電柱や鉄塔で復旧できないときにつきましては、電源車でピンポイントに必要な公共機関を復旧する体制をとっております。

それから、実際に停電があった場合にお客様からどこが止まっていつ復旧するのだというお問い合わせがあり、他にもいろいろな情報が営業所に入りますので、それを整理する意味でもお客様に停電の情報をタイムリーに提供していくということで、ホームページ内に実際に停電が起こるとどこの地域で起きたかアップしますのでご覧頂いて、もし停電している場合でもスマートフォン等でも電波が届くような場所であれば情報をご覧頂くことができます。今社内で復旧についての復旧の見込みの出し方も議論しております。そういった形で、情報のほうを提供させていただいて、大体中部電力は復旧にこのくらい掛かるなということがわかるような取り組みをさせていただいております。

それから、以前各ご家庭における地震等のときに避難されるときにはブレーカーを切っていただくといったような電気の安心百科ということで前の時にもオレンジ色の冊子をお配りさせていただきましたが、避難される場合には安全のためにブレーカーを切って出いただくのが一番だと思います。それから、新しい動きについて説明させていただきますと、3月6日に災害時の相互協力に向けた協定ということで陸上自衛隊の中部方面隊と中部電力、北陸電力さん、関西電力さん、中国電力さん、四国電力さんの5業者で、災害協定を結びまして、災害時には相互応援を円滑に行うということで日ごろから連携をとっていくということで、6日に協定を締結しております。協定の内容は被害情報の共有や定期的な会議や各種訓練の実施で、具体的には道路の確保やヘリコプターによる輸送、それから電力の復旧等を相互に実施していくということで協定したばかりなのでこれからこういったことを取り組んでいくということでやっております。この前には、東部方面隊ということで、こちらの方は東京電力さんとか東北電力さんとかとの協定も締結しておりますので、一応中部電力管内の中部5県下については自衛隊のほうと協定が締結しています。ですので、中部及び関東については協定が結ばれているということになります。こちらが新しい対策と言うことで紹介させていただきました。中部電力からは以上です。

●加藤会長

ありがとうございました。

それでは、最後になりましたがNTT西日本東海の岩田様お願いいたします。

●岩田委員

はい。NTT西日本の岩田です。よろしくお願ひします。

最新のということですので、前回もお話したかと思いますが東日本大震災のときに、大船渡や鶴住居の方が津波で被災したということがありますので、こちらの西日本としても

南海トラフの地震の際に津波で被災しそうな方を現在洗い出しして検討をして、そういった方の集約や移転ということを今検討している段階であります。

それから最新ではないですが、私どものところでは安否確認システムというものがありまして、全社員に対して本人と家族の安否、それから出社可能かということメールと電話で一斉に送信するというシステムがありますので、年2回これで訓練を行っています。

それから、交換機が止まったり、ケーブルが切れたりなどで孤立対策ということで、被災した避難所や学校に設置する衛星携帯という物がありますので、最近これを公開しまして守山の自衛隊とこういったものをヘリで運ぶといった訓練を行っております。以上です。

●加藤会長

ありがとうございました。

それでは、せつかくの機会ですから何かご質問や聞いておきたいことがございましたらご発言を頂きたいと思えます。

よろしいですか。

それでは、貴重なご意見ありがとうございました。

●片田専門委員

最後に一点よろしいでしょうか。

●加藤会長

はい。よろしくをお願いします。

●片田専門委員

議事が全て終わったものですから、清須市の防災について最近各方面と係っている中で少し気がかりなことをお話したいと思えます。

まず一点目は、早いもので東海豪雨から13年になります。阪神淡路大震災からは19年、そして東日本からは3年が経ちました。今東日本の被災地で何が議論されているかというやはりあの思いをどのように引き継いでいき風化に対してどのように向かい合っていくかということが、今の復旧復興に対する思いと他に将来の世代に同じような思いをさせたくないというのが強く地元にはあります。その中で、そういった多くの問題に向き合っていることですが、今年で阪神淡路大震災から19年で、来年には20年になります。ついこの前のように覚えていますが、もう20年です。

私が神戸の子どもたちと話をしたときの感触ですが、僕には阪神淡路大震災のイメージが頭の中に強くあるものですから、あたかも被災地の子どもたちに話すかのごとく子どもたちとコミュニケーションを取ろうとしました。ところが、考えてみれば神戸の高校生以下の子供たちは生まれてくる以前に起こったことで、どうも子どもたちのやり取りの間に豆腐に針を通すような感触がどうしても拭えないということがありました。よく考えてみますと、我がことに置き換えてみますと、私の生まれる15年前に終戦しました。私のお袋は、高蔵寺の軍事工場へ女学生のころに学徒動員で来ていたみたいで、よく戦争時代の話をしてくれました。しかし、僕はたった15年前の話をこれっぽっちも現実感を持って聞くことができませんでした。こういった経験が僕自身にもありまして、この感触で考えるときに、阪神淡路大震災から19年経って子どもたちがあれをどのように捉えているのか、これは想像に難くないわけです。これを考えるとたった10年、15年という月日の中で、子どもたちに引き継げないというのは、この災害経験の世代をまたぐという難しさを感じます。この清須市の子どもたちが、東海豪雨というものをどのように捉えようとしているのか、特に中学生以下はほとんど生まれる前か記憶にないこういうことになります。高校生でも怪しいかなという状況の中で、この街のあの水害に対する、今ここに居られる委員の方々は、ついこの前のことのような意識で会議に望んでおられると思えます。

が、この世代交代をしていくという当然の時間の流れの中でこの教訓をどのように受け継いでいけばいいのかということに対しては、ぜひ心を砕いていただきたいと思います。

言葉として東海豪雨の被災地なのだからという言葉は随所に出てきますが、やはり子どもたちが引き継いでいるかと言うと、これは非常に難しいということだという認識の下で、どう受け継いで行くかということなのです。

大人たち自身もせっかく市が準備している予算も十分に使われていないというような状況にもある中で、子どもたちはその背中を見て昔、東海豪雨という災害があったらしいよと昔話みたいに聞いているわけです。このままだと、たった13年しか経っていない今でも東海豪雨のあとの教訓と言うのは本当に引き継いでいけるのかということに対しては、どうしても仕方がないことかもしれないですが、そういう構造にあるという自覚だけは我々がしっかりと持ってないといけないことは常々思っています。そういった中で、何が大事かと言うと語り継ぐことには無理があると思います。どれだけ熱い想いで僕のお袋が話をしてくれても僕はその話を聞けなかった。それで、僕は神戸の子どもたちに話しても伝わらない何かを感じる。これからいっても3.11の被災地では、語り継ぐことの重要性をしきりに言っております。もちろんその意識を持つことは大事ですが、語り継ぐことではないと思います。行動として示してその背中を持って子どもたちを育むことに他ならないと思います。僕が釜石で防災教育を始めたのも、子どもたちに何度も何度も定期的に津波が来ていることを知っているかと聞くと子どもたちは知っていると言う。じゃあ、君はどこへ逃げると聞いたときに、逃げないとその子は言いました。どうして逃げないか聞くと立派な堤防が出来ているし、おじいちゃんもお父さんも逃げないからと言いました。大人たちの今の振る舞い、背中そのものが子どもたちに与えている影響を考えたときに、我々が今この地域で防災の活動を行動で示して、その中に子どもたちを巻き込みながら活動を展開していくということの重要性を非常に強く感じております。そういう面からも今日こうやって清須市の防災会議が開かれているわけですが、それぞれ防災の分野で重要な組織を代表して来ておられるという認識の下であえて申し上げるならば、語り継ぐという行為には一定の限界があるということ。そうではなくて、その行動をとってその背中を子どもたちに見せ付けるということの重要性を強く認識していただきたいなということをおわかっていらっしゃると思っておりますが、あえてこういった場で意思の確認しておいたほうが良いなと強く感じております。ここ最近の状況の中で感じたこと、これが第一点目です。

次に、第二点目ですが、先ほど要援護者の言葉が出てきましたが、要配慮者ということになりそうですが、この対応の問題です。

国が法改正などで、個別計画を立てると踏み込んだ法を制定してきました。これにより当然清須市も災害時要援護者の名簿をしっかりと作って、これを年2、3回見直しながら要援護者を行政がしっかりと把握し、いざと言うときには、お助けに行くということが個別計画の中で誰が誰をというところまで規定される動きになっています。ただ、私はこれに係る会議にいくつか出ておりましたので、その場で「無理です。」と申し上げました。なぜならば、例えばおばあちゃん何かあったら助けるよと私が頼まれたとします。僕は、その気はたっぷりありますが、現に今日はこうやって清須市に来ているわけです。全部責任を負えと言われて自分で名前書いてサインすることに対する抵抗感はとてもあります。こうなりますと、おそらくこれから市のほうでも個別計画を立てていくということになると、かなり難儀な作業になると僕は思います。結局形としてなんなりの法に規定されましたから、その文面を整えることにはなるとは思います。ほんとに実効性として出てくるのだろうかというところに対して、すごく疑問に感じております。今私たちは、法がそうなったからそうやらねばならんと役所なので当然ですが、ただ、それをやったからそれでよかったのかというところにとどめていただくことは決して得策ではないです。今後仮に災害があったときに実効性がある形で真っ先に命の危うい状況におられる方々が実質として助かる体制をどうこの地域に築いていくのかということがやっぱり重要であって、行政として法に定められたことは淡々とやっていかなければならない。これはそう規定されていま

すから。でも、実効性を考えるとそれをやったからよしではなく留められたのでは、私はいざと言うときに役所のせいだといいいながら亡くなっていくのが関の山だと思っています。役所のせいだと言いながら死んでいってしまうのがないので、どうやって実効性があり、要援護者の方々をお守りできる地域であり続けるのかというほうが、私は重要だという認識を持っております。そういった面で援護される方々についても法に定められたのだから安心して、委ねてしまっている状況を他の地域で散見します。この考えは大変危険だと思います。限られた役所の職員もしくは関連する方々、福祉関係の方々含めて全員動員しても対応は難しいです。しかし、要援護者台帳に載っていて誰々が助けてくれるという意識が援護される側に芽生えてきている状況をとても危惧しております。そうなりますと、もちろん個別計画は誰が誰をお助けするという事は、法律ですから役所としてはやらざるを得ないです。そして、名簿の改定もやっていくということで事務手続きは進みますがやってくださいの一言で終わりです。そんなことよりも、申し上げたいのは、本当に東海豪雨のときを思い出して、あの日心配しないといけない人たちは誰だったのかということはどうやってしっかり把握して、どうやって本当に犠牲者を出さないような地域にするのかを考えていただくような状況を住民の特に自主防災の方々、地域の中で考えていただかないといけない部分も非常に多くあると思います。法的には、誰がやるべきかという議論をすると行政がやるべきみたいな話になっています。しかし、べき論はやってもし方がないと思います。本当に誰ならできるのかということを考えていただて、今本当に地域のボランティアの方々や地域防災の方々や隣近所の方だとかこういったものが本当に問われる状況にあり、その部分に本当の意味での実効性があるということ強く認識しております。法的にこのように整ってしまったものですから援護される側の人たちがなんとなくもうこれで大丈夫というような意識を持ち始めていることに対する危機意識を私自身は持っております。最近のあちこちの防災の現場に係ったものですから共通的に見えてきている問題点として問題意識として専門委員として皆さんにお伝えしたいと思っております。これからの清須市の防災の中に、フォローできる部分をぜひフォローしていただき、最近の気象も荒いので東海豪雨のようなことがいつ起こるかわかりません。このため、改めて13年経ち、清須市の防災は今どこを見据えて行動していかなければならないのかということに対して認識を改めていただきたいと思います。私からは以上です。

●加藤会長

ありがとうございました。

今風化についてお話がありましたが、ここ数年で毎年のように避難準備情報や避難勧告を出している状況ですが、避難所へ事前に避難する人は予想よりはるかに少ないです。これは、色々な対応マニュアルが効いているのかはわかりませんが、想定以上のものがくるかもしれない中でやっぱり危機意識がなくなってきており、東海豪雨の経験が風化していていると感じております。危機意識を行政としても啓発していかないといいないと思っております。

ありがとうございました。

本日の会議の議事は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

それでは、事務局にお渡しします。

●事務局

皆様どうもありがとうございました。先生からは色々な地域を周られてのご意見をいただき、この清須市の参考にさせていただきながら、また防災を進めさせていただきたいと思っております。

それではこれもちまして、平成25年度第3回清須市防災会議を閉会いたします。

長時間に渡り、誠にありがとうございました。

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
-----------	--------------